

動物用医薬品（プラニパート）の再審査に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 21 年 2 月 26 日～平成 21 年 3 月 27 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
	<p>1. 動物用医薬品評価書を熟読し、消費者として一番懸念をいただくことは、用法・効果が厳守して運用されるか否かである。</p> <p>得てして、家畜業界や農家のレベルから考えると、治療目的から逸脱して、家畜の成長促進剤の効用を無視して、枝肉の増体重や赤身肉を産出する目的で使用され、食用に回される危険性が高い。</p> <p>牽いては、厚生労働省の推奨の人間のメタボ対策として、脂肪を減少させ、瘦身用として、短期間に筋肉増強する目的に密かに利用されないのかの疑念が残る。</p> <p>中国を初め、世界でこの劇薬である塩酸クレンプテロールは開発目的の治療から逸脱して、拡大解釈され食用に転用されている。日本において違法に転用され、数少ない検査データから発覚しても、食中毒が起きている史実を覆い隠し、隠蔽工作を行い、直ちに、この程度の摂取量では健康に重大な影響はないという、一部の業界よりの学者や役人の所見をマスコミ報道してきた事例から、真の国民の健康を守るための健康影響評価であるとは考えられない。</p> <p>ぜひ再評価して実行してもらいたい。</p>	<p>本動物用医薬品については、リスク管理機関として農林水産省が適正な販売、使用等を確保するためのリスク管理措置を講じるものと承知しています。</p> <p>リスク管理措置としては、本動物用医薬品は薬事法に基づき要指示医薬品に指定され、獣医師が自らの診察に基づく処方せん又は指示を受けた者以外には販売してはならないとされているほか、本動物用医薬品の使用対象動物、用法・用量、食用に供するためにと殺する前に使用してはならない期間（使用禁止期間）等の使用基準を守って使用しなければならないこと等が措置されています。</p> <p>また、厚生労働省においては、食品衛生法に基づき畜産物中の残留基準が設定され、その基準を超えて残留する食品の販売等の禁止等が措置されています。</p> <p>今回の評価結果に基づき、リスク管理機関において、これらのリスク管理措置が適切に行われ、本動物用医薬品が適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に与える影響は無視できるものと考えます。</p> <p>ご指摘の点については、リスク管理に関する内容であるため、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）にも情報提供させていただきます。</p>